

令和元年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和2年2月10日（月）

午後3時～午後3時50分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第452号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

議第453号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

【報告案件】

都市計画区域マスタープランの改定について

令和元年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

| 番号 | 資格 | 氏名 | 職名 | 出欠 | 備考 |
|----|------------------------|--------|-----------------|----|-----------------|
| 1 | 学識経験の者 あ る | 塚口 博司 | 立命館大学教授 | 出 | 会長 |
| 2 | | 澤木 昌典 | 大阪大学大学院教授 | 出 | 会長代理 |
| 3 | | 島田 洋子 | 京都大学大学院准教授 | 欠 | |
| 4 | | 高岡 伸一 | 近畿大学准教授 | 出 | |
| 5 | | 多々納 裕一 | 京都大学教授 | 出 | |
| 6 | | 所 めぐみ | 関西大学教授 | 欠 | |
| 7 | | 長谷川 路子 | 追手門学院大学講師 | 出 | |
| 8 | | 山田 宏之 | 大阪府立大学大学院教授 | 欠 | |
| 9 | | 中谷 清 | 一般社団法人大阪府農業会議会長 | 欠 | |
| 10 | | 古谷 裕子 | 大阪商工会議所女性会副会長 | 出 | |
| 11 | | 山本 寛 | 弁護士 | 出 | |
| 12 | 関係行政機関 の職員 | 大坪 正人 | 近畿農政局長 | 欠 | |
| 13 | | 米村 猛 | 近畿経済産業局長 | 欠 | |
| 14 | | 井上 智夫 | 近畿地方整備局長 | 出 | 代理:環境調整官 由井 伸直 |
| 15 | | 八木 一夫 | 近畿運輸局長 | 出 | 代理:交通企画課長 原 辰幸 |
| 16 | | 藤本 隆史 | 大阪府警察本部長 | 欠 | |
| 17 | 府議会議員 | 西林 克敏 | 府議会議員(維新) | 出 | |
| 18 | | 植田 正裕 | 府議会議員(維新) | 出 | |
| 19 | | 上田 健二 | 府議会議員(維新) | 出 | |
| 20 | | 中谷 恭典 | 府議会議員(維新) | 出 | |
| 21 | | やまのは 創 | 府議会議員(維新) | 出 | |
| 22 | | うらべ 走馬 | 府議会議員(自民) | 出 | |
| 23 | | 原田 亮 | 府議会議員(自民) | 出 | |
| 24 | | 林 啓二 | 府議会議員(公明) | 出 | |
| 25 | 市町村の長を 代表する者 | 澤井 宏文 | 大阪府市長会会長 | 欠 | |
| 26 | | 和田 吉衛 | 大阪府町村長会会長 | 欠 | |
| 27 | 市町村議会の 議長を代表 する者 | 吉田 裕彦 | 大阪府市議会議長会会長 | 欠 | |
| 28 | | 大門 久恭 | 大阪府町村議会議長会会長 | 出 | |
| 29 | 大阪市長及び 大阪市の議長 | 松井 一郎 | 大阪市長 | 出 | 代理:都市計画局長 角田 悟史 |
| 30 | | 広田 和美 | 大阪市の議長 | 出 | |

※ 委員30名中20名出席

令和元年度 第2回大阪府都市計画審議会 幹事名簿（大阪府）

令和2年2月10日

| 番号 | 職名 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|----|------------|--------|----|-------------------------|
| 1 | 都市整備部長 | 森岡 武一 | 出 | |
| 2 | 都市整備部技監 | 谷口 友英 | 欠 | |
| 3 | 事業管理室長 | 寺前 真次 | ※ | 臨時:事業管理室副理事 齊藤 満 |
| 4 | 都市計画室長 | 増山 和弘 | 出 | |
| 5 | 計画推進課長 | 日田 哲也 | 出 | |
| 6 | 交通道路室長 | 久保 幸太郎 | ※ | 臨時:道路整備課参事 梶川 正純 |
| 7 | 河川室長 | 武井 義孝 | ※ | 臨時:河川整備課計画補佐 松枝 俊明 |
| 8 | 下水道室長 | 稲垣 勝伸 | ※ | 臨時:事業課計画補佐 林 栄樹 |
| 9 | 港湾局長 | 福井 淳太 | ※ | 臨時:計画調整課計画補佐 仲石 淳 |
| 10 | 危機管理室長 | 佐藤 広章 | ※ | 臨時:防災企画課副主査 内屋 雅人 |
| 11 | 企画室長 | 本屋 和宏 | 欠 | 臨時:計画課課長補佐 杉浦 毅 |
| 12 | 市町村課長 | 城間 正樹 | ※ | 臨時:市町村課主事 竹内 陽 |
| 13 | 府民文化総務課長 | 宮崎 豊 | ※ | 臨時:府民文化総務課企画補佐 鈴木 耕太郎 |
| 14 | 福祉総務課長 | 武矢 幸信 | 欠 | |
| 15 | 健康医療総務課長 | 清田 正彰 | 欠 | |
| 16 | 環境衛生課長 | 木村 直昭 | 欠 | |
| 17 | 商工労働総務課長 | 馬場 正俊 | ※ | 臨時:商工労働総務課主査 松原 慎二 |
| 18 | みどり推進室長 | 北尾 保己 | ※ | 臨時:森づくり課参事 田中 武次 |
| 19 | 循環型社会推進室長 | 松原 祥子 | ※ | 臨時:産業廃棄物指導課処分業指導補佐 阪本 一 |
| 20 | 環境管理室長 | 小林 啓 | 欠 | |
| 21 | 農政室長 | 高橋 修 | 出 | |
| 22 | 住宅まちづくり部長 | 藤本 秀司 | 欠 | |
| 23 | 住宅まちづくり部技監 | 前田 栄治 | 欠 | |
| 24 | 住宅まちづくり部理事 | 下村 良希 | 出 | |
| 25 | 都市居住課長 | 中岡 正憲 | 欠 | |
| 26 | 都市空間創造室長 | 多田 純治 | 出 | |
| 27 | 建築指導室長 | 山添 光訓 | 出 | |
| 28 | 住宅経営室長 | 戸田 光学 | 欠 | |
| 29 | 教育総務企画課長 | 仲谷 元伸 | ※ | 臨時:教育総務企画課指導主事 浦久保 知佳 |
| 30 | 施設財務課長 | 佐々木 浩之 | ※ | 臨時:施設財務課課長補佐 渋江 正利 |
| 31 | 文化財保護課長 | 大野 広 | ※ | 臨時:文化財保護課専門員 岡本 敏行 |
| 32 | 府警本部交通規制課長 | 平木 拓二 | ※ | 臨時:交通規制課管理官 南雲 博之 |
| 33 | 計画推進課参事 | 鈴木 隆 | 出 | 臨時 |

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

令和元年度 第2回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿(市)

令和2年2月10日

| 番号 | 職名 | 氏名 | 関連議案番号 | 出欠 |
|----|-----------------------|-------|--------|----|
| 1 | 摂津市建設部長 | 高尾 和宏 | 議第452号 | 出 |
| 2 | 摂津市建設部参事兼都市計画課長 | 西川 聡 | 議第452号 | 出 |
| 3 | 泉大津市都市政策部次長兼都市づくり政策課長 | 山野 真範 | 議第453号 | 出 |

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 開会 | 1 |
| 2 | 議第452号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について | 6 |
| 3 | 議第453号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について | 8 |
| 4 | 報告案件「都市計画区域マスタープランの改定について」 | 11 |
| 5 | 閉会 | 22 |

1 開 会

(午後3時開会)

【司会】 定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の吉岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議成立の御報告を申し上げます。本日の審議会は、委員30名のうち、現在19名の委員に御出席いただいております。2分の1以上の委員に御出席をいただいております。大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。また、本審議会は公開で行います。

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

初めに、学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。

澤木委員でございます。

【澤木 委員】 澤木です。

【司会】 高岡委員でございます。

【高岡 委員】 高岡です。

【司会】 塚口委員でございます。

【塚口 委員】 塚口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 長谷川です。よろしく願いいたします。

【司会】 古谷委員でございます。

【古谷 委員】 古谷でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の方々を御紹介いたします。

西林委員でございます。

【西林 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 植田正裕委員でございます。

【植田正裕 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 上田健二委員でございます。

【上田健二 委員】 お願いします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 やまのは委員でございます。

【やまのは 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 うらべ委員でございます。

【うらべ 委員】 うらべです。よろしくお願いいたします。

【司会】 原田委員でございます。

【原田 委員】 原田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 林委員でございます。

【林 委員】 林でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、関係機関の委員の方々を御紹介いたします。

近畿地方整備局長代理の由井委員でございます。

【由井 委員】 由井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿運輸局長代理の原委員でございます。

【原 委員】 原でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長、大門委員でございます。

【大門 委員】 大門です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市長代理の角田委員でございます。

【角田 委員】 角田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市会議長、広田委員でございます。

【広田 委員】 広田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 多々納委員は、公務のため少し遅れるということで御連絡を
いただいております。

御紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、他の公務等により、途中退席される委員・幹事の方々が
いらっしゃいます。あらかじめ御了承願います。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせてい
ただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

1点目、「配付資料一覧」及び「配席図」両面のもの。

2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3点目、「議題」及び「付議案件一覧」両面のもの。

4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」。

5点目、資料1、大阪府都市計画審議会議案書。

6点目、資料2、大阪府都市計画審議会資料。

7点目、資料3、都市計画区域マスタープランの改定について。

以上、資料は7点でございます。

なお、委員及び幹事の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示
画面」もお手元に配付しております。

漏れ等ございませんでしょうか。

ただいま、多々納委員が御到着されました。

それでは、続きまして議事に入らせていただく前に、本審議会は、学識経験者の委員改選後、初めての審議会でございますので、大阪府都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要があるございます。

僭越ではございますが、私が、会長選出の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長の選出につきましては、推薦方法とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、御推薦ございますでしょうか。

【古谷 委員】 僭越ではございますが、これまでの審議の継続性もございまして、引き続き、塚口委員を御推薦申し上げたいと存じます。

【司会】 ただいま、塚口委員を会長に推薦したいという御意見がありましたけれども、他に御意見はございますでしょうか。

御意見がないようでございますので、塚口委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項において、会長が議長になると定められておりますので、以降の議事につきましては、塚口会長に進行をお願いいたします。

塚口会長、議長席にお越しく下さい。

なお、大阪府都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長職務代理者を会長が指名することとなっております。

塚口会長におかれましては、就任の御挨拶とあわせまして、職務代理者の御指名をお願いいたします。

【塚口 会長】 ただいま、皆様方の御推挙によりまして、会長をさせていただくことになりました塚口でございます。何分、不慣れではござい

ますが、どうぞよろしくお願いいたします。

円滑な審議の運営に努める所存でございますので、今後とも委員の皆様方には御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

言うまでもなく、現在、非常に大きな社会の変動の時期を迎えており、いろいろな課題に直面しているわけでございます。そういう中において、将来の都市づくりをどのように進めていくかということは、非常に重要な課題であり、これは言うまでもございません。今までどおり、皆様方から建設的で積極的な御意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会長の職務代理を指名する必要があります。

大阪府都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長の職務代理者については、あらかじめ会長が指名することになっております。

僭越ではございますが、私といたしましては、引き続き澤木委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。

それでは、澤木委員にお願いしたいと思いますので、一言、御挨拶いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【澤木 委員】 ただいま、御指名にあずかりました澤木でございます。

委員の皆様への御協力、御指導をいただきながら、職務代理を務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 それでは、ただいまから、令和元年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議をいただきます案件は、あらかじめ、皆様方のお手元にお

届けしております議案書のとおり、「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」を含む2案件でございます。

最初に御審議いただきますのは、議第452号でございます。その内容につきまして、幹事が説明をいたします。

2 議第452号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

【幹事 日田計画推進課長】 都市計画室計画推進課長の日田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案について御説明させていただきます。

議第446号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書1ページから7ページ、資料2、資料の1ページから4ページでございます。

「都市再開発の方針」は、都市計画法第7条の2において、都市計画に定めることができるとされており、「計画的な再開発が必要な市街地」と「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」いわゆる「再開発促進地区」を定めるものでございます。

府内では、おおむね5年ごとの一斉見直しを基本としておりますが、「再開発促進地区」の追加・削除・変更については、随時見直しの対象としており、再開発事業において、地域住民の合意形成等の地元との連携を図ることが不可欠であり、機動的な対応が必要であることから、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえて、見直しを実施することとしております。

「北部大阪都市計画都市再開発の方針」ですが、赤色で示しています「再開発促進地区」を4地区で指定しており、地区の再開発・整備等の主

たる目標、土地利用の概要などを定めています。

今回、摂津市のJR千里丘駅の西側で、再開発事業の実施等が予定されており、新たに「再開発促進地区」を定めるものでございます。

千里丘駅西地区は、摂津市の北部、JR東海道本線千里丘駅の西側に位置しています。

千里丘駅の東側では、市街地再開発事業により、駅前広場の整備、複合商業施設・住宅施設が整備されています。

周辺では、平成22年に「福祉・教育・文化・医療・健康」をコンセプトとした南千里丘まちづくりにより、阪急京都線摂津市駅が開業され、現在では、JR岸辺駅の西側で、国立循環器病研究センターを中心とする「建都」のまちづくりが進められています。

今回、新たに指定する再開発促進地区は、府道大阪高槻京都線、市道千里丘三島線、市道千里丘駅前線に囲まれた交通利便性の高い地区でJR千里丘駅の玄関口ともなる地区でございますが、地区内は、駅前広場が未整備で、駅への送迎車による渋滞や歩行者との輻輳、狭小な道路、密集した木造住宅の更新、低未利用地の活用等が課題となっております。

このため、都市再開発の方針において、交通結節機能の強化、計画的な土地の高度利用による住環境を形成し、駅前にふさわしい集約的な拠点形成を図ることを目標と定め、このたび再開発促進地区として位置づけるものでございます。

都市再開発の方針の変更に関して、摂津市が決定する都市計画につきましては、市街地再開発事業の決定、高度利用地区の変更、道路の変更の3件でございます。

これらにつきましては、本年1月31日に開催されました摂津市都市計画審議会において承認されております。

都市計画の案の作成に当たり、令和元年8月13日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、公述の申し出はございませんでした。

また、令和元年11月15日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、摂津市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ただいま、幹事から説明を受けました議案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。

議第452号を原案どおり承認することについて御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようでございますので、原案どおり可決いたします。

続きまして、審議案件2、議第453号につきまして審議を行います。幹事が説明いたします。どうぞよろしく。

3 議第453号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

【幹事 日田計画推進課長】 それでは、議第453号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について御説明いたします。

資料の1、議案書の8ページから10ページ、資料2、資料の5ページ

から7ページでございます。

臨港地区とは、都市計画法に基づく地域地区で、港湾を管理運営するため定めるものでございます。

このため、港湾審議会の議を得て、港湾管理者が申し出た案に基づき定めるものとされております。

今回、変更する堺泉北港臨港地区は、堺市、高石市、泉大津市にまたがっており、面積は約1,741.5ヘクタールとなっております。

今回、港湾計画で定められました泉大津市域の汐見沖地区において、新たに埋め立て竣工した一部について、臨港地区の追加指定を行うものでございます。

当地区は、土地利用を図ることを目的に、公有水面埋立法に基づき造成する土地で、全域が市街化区域、用途地域は準工業地域を指定しております。

黄色の枠線の区域につきましては、既に臨港地区に指定しております。

臨港地区に指定されている区域は、夕風1号岸壁が供用されており、中古車の保管ヤード、オートオークション会場、工業用地等の土地利用が進められております。

今回、臨港地区に追加する赤色で示しています区域は、平成30年10月までに埋め立て竣工した約6.5ヘクタールの区域で、今後、中古車保管ヤードなどとして土地利用を図る予定でございます。

今回の変更で、堺泉北港臨港地区の面積は約1,741.5ヘクタールから1,748ヘクタールとなります。

なお、都市計画の決定事項ではございませんが、臨港地区内の構築物等を制限するための分区について御説明いたします。

臨港地区に指定することで港湾法に基づき、港湾管理者は臨港地区内に

分区を指定することができます。

分区が指定された区域は用途地域等による用途規制が適用除外となり、分区による構築物等の用途規制が行われることとなります。

分区には、「商港区」「工業港区」「修景厚生港区」などの種類があり、この分区に応じた用途が制限されます。

今回、追加する地区は、「商港区」が、港湾管理者により指定される予定でございます。

都市計画の案の作成に当たり、令和元年8月1日から2週間、公述人の募集を行ったところ、公述の申し出はございませんでした。

また、令和元年10月16日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、泉大津市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。

議第453号を原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。異議がないようでございますので、本案件は原案どおり可決いたします。

以上をもちまして、本日の2つの審議案件の審議は終了いたしました。

続きまして、報告案件に移りたいと思います。

都市計画区域マスタープランの改定について、幹事から報告がございます。

4 報告案件「都市計画区域マスタープランの改定について」

【幹事 鈴木計画推進課参事】 都市計画室計画推進課参事の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告案件「都市計画区域マスタープランの改定について」を御説明いたします。

お手元にお配りしております、A3の資料3「都市計画区域マスタープランの改定概要」に基づいて御説明します。

前方のスクリーンをごらんください。

本案件は、本年夏の本審議会への付議を予定しております、都市計画区域マスタープランの改定に当たりまして、その前段階としまして本審議会へ御報告させていただくものでございます。

本マスタープランは、都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として策定するものであり、都市の発展の動向などを勘案して、広域的観点から定める都市計画の基本的な方針を示し、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

また、市町村が定めます都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランや大阪府及び市町村が決定する個別の都市計画は、本マスタープランに即して決定されます。

次に、マスタープラン改定までの流れについてでございます。

現在、関係機関との協議や市町村への意見聴取を経まして、都市計画区

域マスタープランの原案を策定し、1月に公聴会を開催いたしました。

今後の都市計画手続といたしましては、国との事前協議を経まして、春ごろに、市町村照会及び案の縦覧を行い、夏の本審議会へ付議させていただきました後、国の同意を経て、都市計画決定といったスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

なお、本日は原案を作成し、公聴会を開催したところでございますので、原案の概要について御説明させていただきます。

本マスタープランの構成は、先に行われました都市計画審議会でも御報告させていただいておりますが、第1章、第2章は都市計画区域マスタープランの概要と目標等、第3章、第4章は都市計画の方針、第5章は都市づくりの推進に向けてとなっております。

大阪府の都市計画区域は4つの都市計画区域に分かれており、このうち北部大阪都市計画区域、東部大阪都市計画区域、南部大阪都市計画区域について、大阪府がマスタープランの改定を行います。

これら、3つの都市計画区域ごとの特徴でございますが、北部大阪都市計画区域は、東海道新幹線や新名神高速道路などを有する国土軸が存在し、大阪国際空港を有するなど、交通基盤が充実しており、また、千里ニュータウンなどの緑豊かで良好な郊外住宅地を有しております。

東部大阪都市計画区域は、第二京阪道路、JRおおさか東線などにより、都心部及び国土軸へのアクセス性が高く、また、ものづくり企業が集積し、他の区域と比べ、製造業の事業所数が多く、工業等出荷額も高くなっております。

南部大阪都市計画区域は、国内外の玄関口である関西国際空港を有し、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群をはじめ、歴史・文化遺産が豊富であり、また府内の農地の約6割を有し、他の区域と比べまして農業産出額も

高くなっております。

それぞれの都市計画区域ごとに策定しますマスタープランにおいては、第1章で区域ごとに概要を整理するとともに、第4章の都市計画の方針の中に、これらの特性を反映させてまいります。本日は大阪府全体として共通となる目標や方針を中心に御説明させていただきます。

第1章では、本マスタープランの基本的事項、大阪の都市の概要及び都市計画区域の概要について記述しております。

まず、大阪府における人口の推移と予測についてでございます。

最新の平成27年国勢調査の結果によりますと、大阪府の人口は約884万人で東部大阪及び南部大阪都市計画区域において、既に減少期に入っております。

また大阪府の推計によりますと、本マスタープランの目標年次における令和12年には、大阪府の人口は約833万人まで減少し、全ての都市計画区域において減少期に入り、今後も減少幅は大きくなっていくとされております。

次に、年齢3区分ごとの人口の割合でございます。

少子化は進行しており、令和12年には、年少人口は1割程度、生産年齢人口は6割を下回るとされております。

次に、大阪の都市構造についてでございます。

大阪は都心を中心にコンパクトなエリアに人口が集中し、市街化区域の約95%がDID、市街化区域内の人口密度は1ヘクタール当たり約90人であり、全国平均の1ヘクタール当たり約61人と比べましても高い状況でございます。

また、鉄道駅から半径1キロ圏である駅勢圏の人口割合でございますが、北部大阪都市計画区域で60.8%、東部大阪都市計画区域で69.5%、

南部大阪都市計画区域で64.4%となっており、駅勢圏に人口が集積しております。

また、主要な鉄道駅周辺や幹線道路沿道においては、大規模商業施設、高度医療施設、文化施設、大学等の多様な都市機能が集積し、これらの機能が鉄道・幹線道路などによりネットワークされた都市を形成しております。

これらのことから、大阪は全体として「コンパクト・プラス・ネットワーク」な都市を形成していると言えます。

一方、近年では気候変動などの影響を受け、自然災害が激甚化しておりますが、大阪は寝屋川流域を中心に海面や河川より低い土地に市街地が広がり、大規模な高潮や豪雨に対するリスクが高く、また「地震時に著しく危険な密集市街地」も、全国で最大規模、存在しております。

次に、大阪府の土地利用の状況についてでございます。

平成30年の土地利用区分別面積では、10年前よりも、住宅地面積は増加している一方で、農地・森林の面積は減少しております。

住宅地面積が増加しておりますが、住宅数も増加しており、また空き家率も年々高くなってきており、将来的には都市のスポンジ化が懸念されます。

また、工業用地面積も10年前より減少しておりますが、あわせて、過去10年の企業の本社機能の転入・転出の状況におきましても、大阪府の転出企業は転入企業を上回り、企業の本社機能が東京圏や近隣府県へ流出していることから、大阪の経済活力の低下が懸念されます。

これらの大阪府の現状や近年の社会情勢の変化を踏まえ、第2章では、都市づくりの目標を定めております。

本区域マスタープランでは、国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成、安

全・安心して生き生きと暮らせる大阪の実現、多様な魅力と風格ある大阪の創造、という3つの目標を定め、これらの目標を実現するための6つの方向性と、2つの視点を定めております。これらの目標等を踏まえて、都市計画の方針を定めております。

第3章では、区域区分の決定に関する方針について記述しております。

本マスタープランの改定と同時に、第8回区域区分の変更を実施することとしており、本マスタープランではその方針について示しております。

第8回区域区分の変更に関する方針としましては、市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用などにより、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とし、市街化区域への編入は市町村マスタープランなどに位置づけられた区域とすること、都市機能を集約する区域や交通ネットワークを生かした産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化区域へ編入すること、また、災害リスクの高い区域については、原則として市街化区域へは編入しないことなどの方針を定めております。

第4章では、主要な都市計画の決定に関する方針について記述しております。

まず、「土地利用に関する方針」について御説明します。

市街化区域の土地利用の方針としまして、用途の配置については、商業・業務施設などの都市機能は、都市計画法に基づく緩和制度などの活用により、主要な鉄道駅周辺などの中心市街地において集積し、土地の有効・高度利用を促進すること、住宅地は、既成市街地における配置を優先し、自然系の土地利用からの転換を抑制すること、低未利用地については、都市計画諸制度や税制優遇等を含めた制度の活用により、適正な活用が図られるよう検討すること、優良な農地については、区域区分の運用や生産

緑地制度の活用、田園住居地域の指定などにより、保全・活用を促進することなどの方針を定めております。

また、市街化調整区域の土地利用の方針としまして、市街化調整区域では、自然環境や農空間を保全・活用することとし、維持・保全することを基本としながら、計画的な整備が行われることが確実であり、市町村マスタープラン等に位置づけられている区域で、かつ立地適正化計画との整合が図られている区域については、必要最小限の区域において、秩序ある都市的土地利用を誘導します。

次に、「都市施設の整備に関する方針」について御説明いたします。

まず、交通施設に関する方針としましては、国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化など、鉄道・道路ネットワークなどの充実・強化を図ることを基本的な考え方として、都市高速鉄道、道路、空港、港湾に関する方針を、それぞれ定めております。

都市高速鉄道としましては、北大阪急行、大阪モノレールの延伸、なにわ筋線の整備など、鉄道ネットワークの充実に向けた取組みを促進することなど、道路としましては、広域連携強化や物流の効率化、国土軸の強化に資する大阪都市再生環状道路や新名神高速道路などの整備を推進すること、空港としては、関西国際空港はアジアのゲートウェイ空港を目指し、港湾としては、堺・泉北港は国際コンテナ戦略港湾である阪神港との物流機能の連携を強化することなどの方針を定めております。

次に、河川整備の方針としましては、「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を実施することを基本的な考え方として、治水施設の整備とともに、洪水リスクの情報共有や、降雨時の河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業などの施策を効

果的・効率的に組み合わせた治水対策に取り組むことなどの方針を定めております。

次に、下水道整備の方針としましては、老朽化施設の改築更新を優先的に進めながら、水質の改善や浸水対策に取り組むとの基本的な考え方のもと、下水道未整備地域の整備を促進するとともに、河川、関連公共下水道整備と連携し、10年に一度の降雨に対し雨水施設を整備することや、局所的な集中豪雨等による都市型水害対策を推進することなどの方針を定めております。

次に、公園整備の方針としましては、大阪の活力と魅力を高め、府民の安全・安心な生活を支えるとともに、緑の少ない大阪の貴重な自然環境を保全するとの基本的な考え方のもと、PMO型指定管理や、P-PFI型施設整備などを導入し、にぎわいづくりに取り組むことや、広域避難場所や後方支援活動拠点に位置づけのある公園について、防災公園としての整備を推進することなどの方針を定めております。

次に、「市街地開発事業に関する方針」について御説明いたします。

産業や暮らしを支える都市環境を整備し、地域資源を生かしたより質の高い都市づくりを推進するとの基本的な考え方のもと、都市再生緊急整備地域などの主要な鉄道駅周辺などの中心市街地におきまして、商業・業務機能などの集積を図り、人・企業を呼び込むにぎわいのある都市の創出を目指します。

駅前などの生活拠点となる市街地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業により、生活支援機能の充実を図り、多様な暮らしを選択できる都市の形成を目指すこととしております。

また、主要幹線道路沿道等の大規模低未利用地においては、工業・流通業務施設を誘導し、土地区画整理事業などにより、企業の立地ニーズに対

応した土地利用に努めることとしております。

次に、「その他の方針」について御説明いたします。

都市防災に関する方針としましては、近年、自然災害が激甚化する中、「減災」の考え方にに基づき、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせた、防災性の高い都市づくりを推進するとの基本的な考え方のもと、土砂・洪水・浸水対策については、土砂災害特別警戒区域などの、土石流やがけ崩れなどによる災害の発生のおそれのある区域において、新たな土地利用を原則抑制することや、10年に一度の降雨に対し、下水道・河川、雨水施設の整備などを実施することのみならず、水害により甚大な被害が発生していることから、さらに、浸水深さが50センチ以上の床上浸水が想定される地域を「洪水リスクを特に留意すべき地域」とし、新たな開発行為を事業者などが検討する機会を捉え、洪水リスク情報の詳細な周知に努めることなどの方針を定めております。

また、耐震については、道路、防潮堤、下水施設などの土木構造物やライフラインの耐震化を推進し、鉄道施設の耐震化を促進することなどの方針を定めております。

居住環境に関する方針としましては、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された、生き生きと暮らすことができる住まいと都市の実現に向け、施策を展開するとの基本的な考え方のもと、駅前周辺の中心地や既成市街地での建替えを促進し、良質な住宅・宅地ストックの流通や、空き家の有効活用を促進することや、「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、密集市街地の整備改善を推進することなどの方針を定めております。

また、「その他の方針」では、ほかに、みどり、都市環境、都市景観に関する方針を定めております。

最後に、第5章では、都市づくりの推進に向けて、都市計画の方針とあ

わせて実施していくこととして記述しております。

成熟社会において、さらに生活の質を上げていくため、産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の仕組みづくりを促進すること、民間が主体になってまちづくりや地域経営を積極的に行う、エリアマネジメントの取り組みを促進すること、都市マネジメントにICT技術を活用し、都市全体の観点から最適化を図るスマートシティの取り組みを推進することなどの観点を取り入れながら、都市づくりを進めていくこととしてございます。

以上が本マスタープランの概要となります。

今後、公聴会の内容などを踏まえ案を作成し、都市計画決定手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【塚口 会長】 ただいまの報告案件につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

【多々納 委員】 2カ所だけ教えてもらえませんか。

まず、22ページのところで、土地利用に関する方針1というところに書いてある用途の配置ですが、「商業・業務施設等の都市機能は」と書いた後で、鉄道駅周辺等の中心市街地において集積し、土地の有効・高度利用を促進と書いてありますが、これと都市機能誘導地域ですか、立地適正化計画ですね、その辺との関係があるようでしたら教えていただきたいというのが1つと、そのときに、災害リスクに関する考慮というのはどのようなことになるのかということが質問です。

2番目ですが、同様のことですけれども、32ページ、床上浸水が想定される区域を「洪水リスクを特に留意すべき地域」と指定されるということとでございますが、ここの対象とする浸水深50センチというのは、どう

いうものを対象にしているのか。その上のところに書いてあるように、10年に一度の降雨を議論しているのか、あるいはその浸水想定区域が指定するような、例えば1000年に一度とか、あるいは計画規模200年に一度とかそのようなものを考えておられるのか、その辺がよくわからなかったので教えてもらいたいと思います。この2点です。よろしくお願いします。

【塚口 会長】 2点の質問をいただきましたので、事務局からお答えいただきたいと思います。

【幹事 鈴木計画推進課参事】

まず、洪水リスクのほうから御説明させていただきます。

既にホームページなどにおきまして、洪水リスク表示図というもので、10年に1度、あるいは200年に1度の降雨に対して、危険度1から3という形で公表済みでございます。このうち危険度2と3、要は50センチから3メートルまでと、3メートル以上というものが危険度2と3なんですけれども、これを「洪水リスクを特に留意すべき地域」と位置づけるということでございます。

さらに、御心配の1000年に一度の降雨に対してでございますが、これについては、今後追加する予定だと聞いてございます。

もう一つ、22ページについてでございますが、中心市街地等に集積し、土地の有効・高度利用を促進するというのは、これは立地適正化計画における都市機能を誘導する区域とほぼ同じような定義になるかと思えます。

【多々納 委員】 その場合に、今、申しあげました災害のリスク等の考慮はないのでしょうか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 先ほどもありましたけれども、土砂災害特別警戒区域等、これはいわゆるレッドゾーンと申してるところでござ

います。こういったところは、まず現状は、立地適正化計画上の居住誘導区域には含めておりません。それから、居住誘導区域に含めておりませんので、都市機能誘導区域にも含まれていないということでございます。

その誘導についてでございますが、そこは新たな土地利用をする場合、レッドゾーンには入れないということが原則でございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 多々納委員、今のお答えについていかがですか。よろしいですか。

【多々納 委員】 土砂災害については、そのリスクを考慮するという事はわかりましたが、洪水リスク等については考慮しないという理解でよろしいのでしょうか。

【塚口 会長】 事務局、いかがでしょうか。

【幹事 日田計画推進課長】 計画推進課長日田でございます。

市町村が立地適正化計画をつくってしまして、都市機能を駅前等の方に集積するという事なのですが、その部分が洪水で浸水等になることはあると思います。その部分に都市機能を集積しないようにするというのは、今の既存、建っている部分があるので難しいところもあります。そういう部分につきましては、防災上で避難するというソフト施策の組み合わせで、対応していかないとだめだと考えています。そこは今後、市町村の立地適正化の計画と災害の重なり合わさる部分とで議論していきたいと思っております。

【塚口 会長】 多々納委員、いかがですか。

【多々納 委員】 方向がわかればいいんですが、ただ多分、国のほうでいろいろ議論されてる中で、立地適正化計画とその災害リスクとの関係は、結構、既に議論されてきていると思うのです。そういったところも、

せつかく改訂するのであれば、マスタープランの改定の際に、適切に反映いただければよりよいかなのと思った次第です。よくわかりました。

【塚口 会長】 ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、いただいたような御意見も反映させながら、事務局において適切に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

本日、予定しております審議案件、報告事項、全て審議終了いたしました。皆さん、円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

5 閉会

【司会】 御審議ありがとうございました。

本日の御審議、いただきました御意見を踏まえまして、必要な手続を進めてまいります。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会いたします。

本日はまことにありがとうございました。

(午後3時50分)